

# 清柳園焼却施設解体工事 住民説明会

発注者 柳泉園組合

請負者 株式会社 エイワ産業

施工監理 株式会社 東和テクノロジー

# 説明会次第

- 1 開会
- 2 柳泉園組合挨拶
- 3 出席者の紹介
- 4 清柳園焼却施設の概要、解体事業に着手するまでの経緯
- 5 焼却施設解体に関する事業説明（施工業者説明）
- 6 質疑応答
- 7 閉会

## 清柳園焼却施設の位置

# 清柳園焼却施設の概要

所在地：東京都清瀬市下宿554番7、554番8

面積：3770.88m<sup>2</sup>

施設概要：キルン式機械炉（処理能力75t/日）

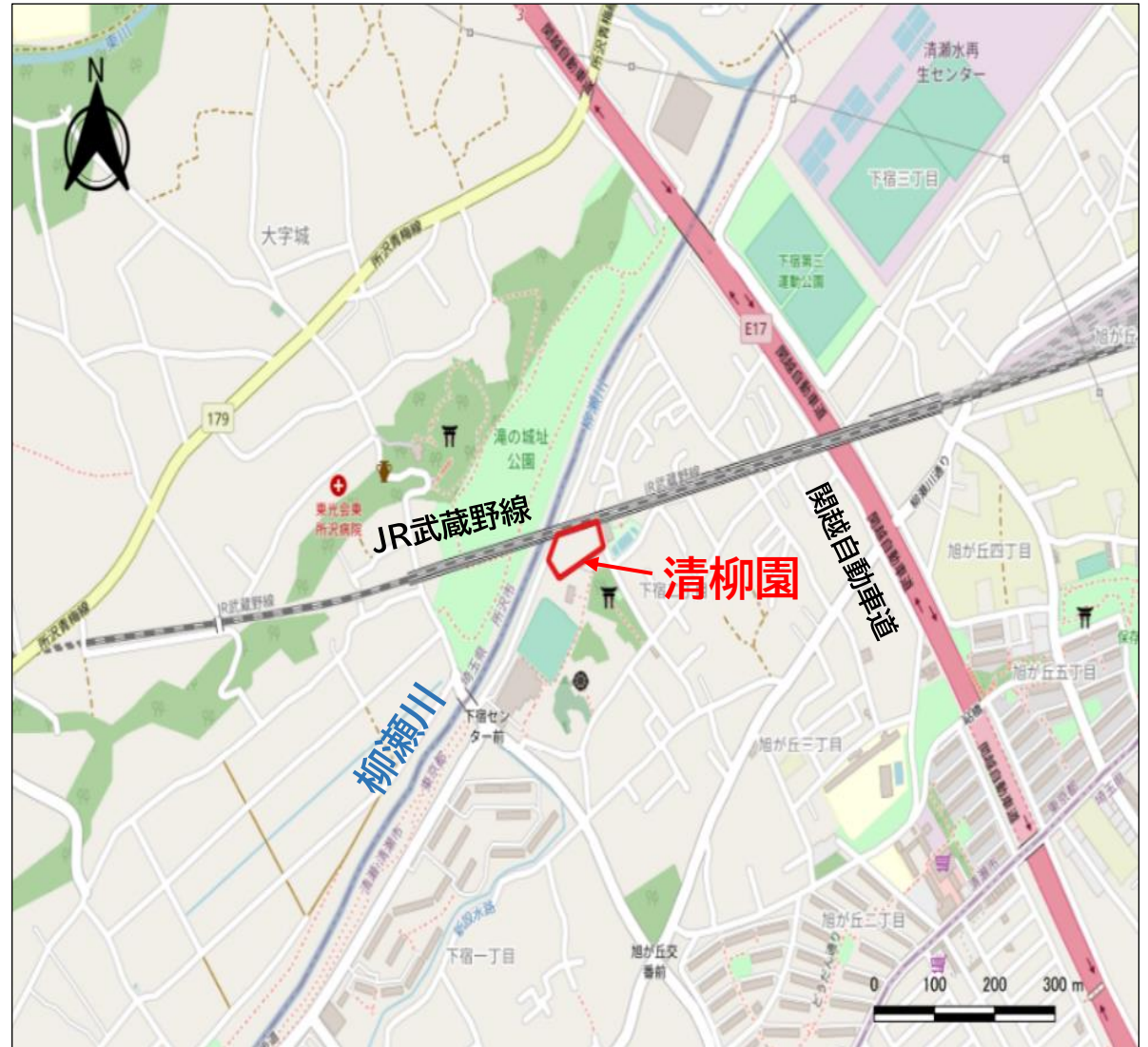
煙突（一部解体）など附帯設備

建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート

地下1階、地上3階

建築面積283m<sup>2</sup>

延床面積624m<sup>2</sup>



# 清柳園焼却施設の歴史

- 清柳園焼却施設は、昭和43年に建設され、清瀬市が柳泉園組合に加入する以前に使用していた清瀬市下宿（当時は清瀬町）にあるごみ焼却施設です。
- 清瀬市が柳泉園組合に加入後、所有権が柳泉園組合に移管され清瀬市に所在する焼却炉として稼動していましたが、昭和60年に廃炉となり現在に至ります。

# 解体事業に着手した経緯

- ・令和元年の台風19号の影響で傾いた清柳園焼却施設一部機器の電気集じん機解体工事を実施しました。

この工事を実施する中で、施設本体の老朽化がかなり進んでいたことが判明したため、解体撤去工事を進めることとなりました。

- ・関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）との協議により、施設本体の解体に向けて、令和3年度から、解体費用調達のための基金を設置するとともに、解体撤去工事に向けた調査及び実施設計の策定を行い、本年11月から、現地解体工事に着手することとなりました。

工事の説明に先立ちまして、施工業者及び工事監理業者の紹介をさせていただきます。

**施工業者は、【株式会社エイワ産業】**

- 福岡県福岡市にある会社です。
- 福岡に本社を置き、東京支店・関西支店・名古屋支店・福島営業所など全国に展開しております。
- 1989年に栄和商会として広島県で創業しました。  
(2020年株式会社エイワ産業へ商号変更)
- 2015年建設業登録
- 2020年建設業登録 国土交通大臣認可
- 解体工事から建築工事まで幅広く専門知識を有している会社となります。

**施工監理業者は、【株式会社東和テクノロジー】**

- 広島県広島市にある会社です。
- 広島に本社を置き、東京支店、関西支店、九州支店など全国に展開しております。
- 2007年に設立しました。
- 廃棄物処理、廃棄物管理等を主にコンサルティングをしている会社となります。

# ご説明の進め方

1. 工事の概略

2. 施工サイクルについて

3. 有害物質の処理に関して

4. 建物などの解体に関して

5. 周辺的生活環境への対策について

# 1. 工事の概略①

- ◆ 契約の期間：令和6年9月2日（契約日）  
～令和9年1月29日
- ◆ 工事の終わり：令和8年8月末ごろを予定
- ◆ 工事開始まで：現地調査（周辺環境・対象物等）  
施工計画立案  
施工計画の審査（発注者 他）  
諸官庁への届出・審査

※工事開始以降も継続するものもある。

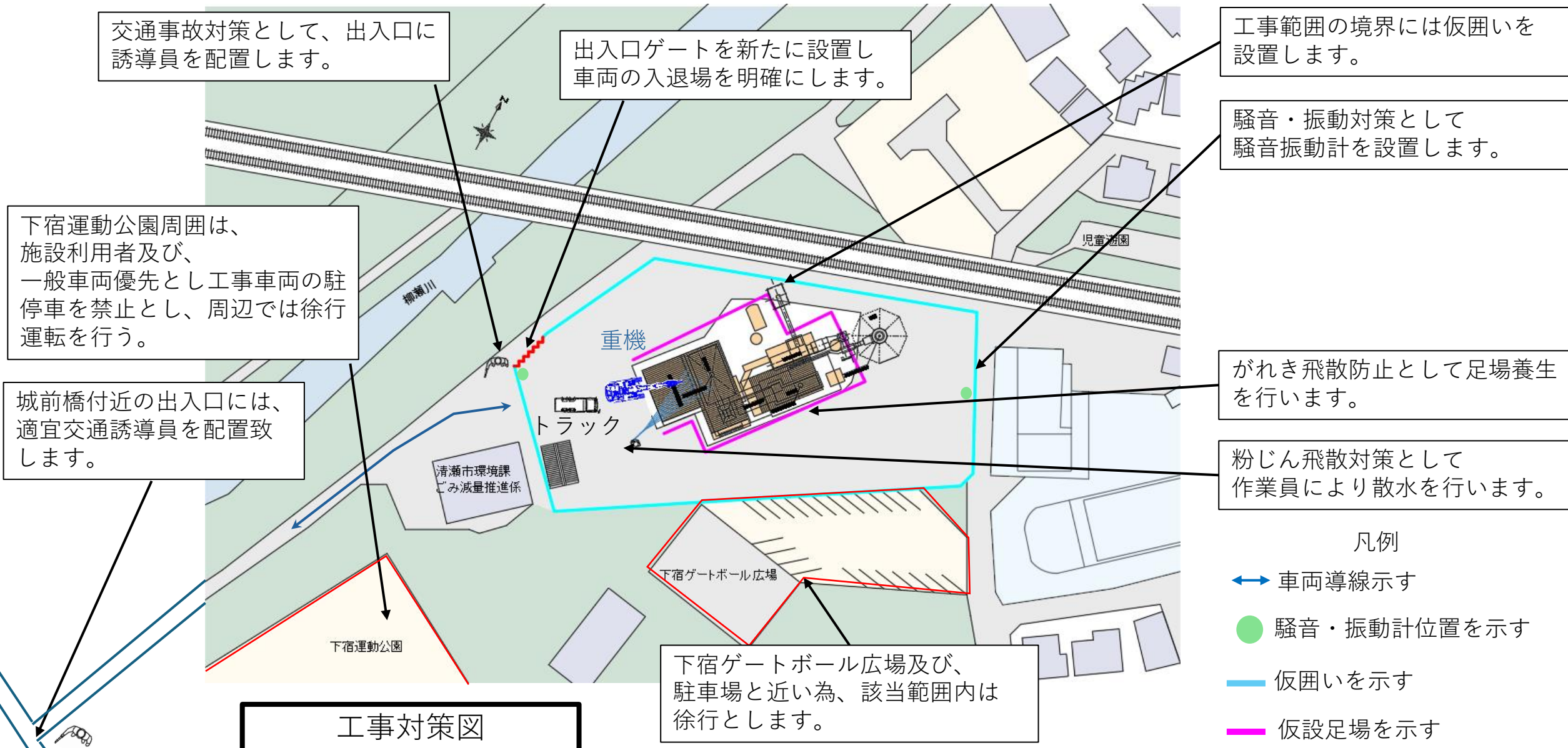


# 1. 工事の概略②

## ◆ 工事内容

- ①有害物質の適正処理  
(汚染土壌・石綿・ダイオキシン類等)
- ②建物の解体・撤去
- ③地下構造物の解体・撤去
- ④汚染土壌の撤去

# 1. 工事の概略③ 工事対策図



交通事故対策として、出入口に誘導員を配置します。

出入口ゲートを新たに設置し車両の入退場を明確にします。

工事範囲の境界には仮囲いを設置します。

騒音・振動対策として騒音振動計を設置します。

下宿運動公園周囲は、施設利用者及び、一般車両優先とし工事車両の駐停車を禁止とし、周辺では徐行運転を行う。

がれき飛散防止として足場養生を行います。

城前橋付近の出入口には、適宜交通誘導員を配置致します。

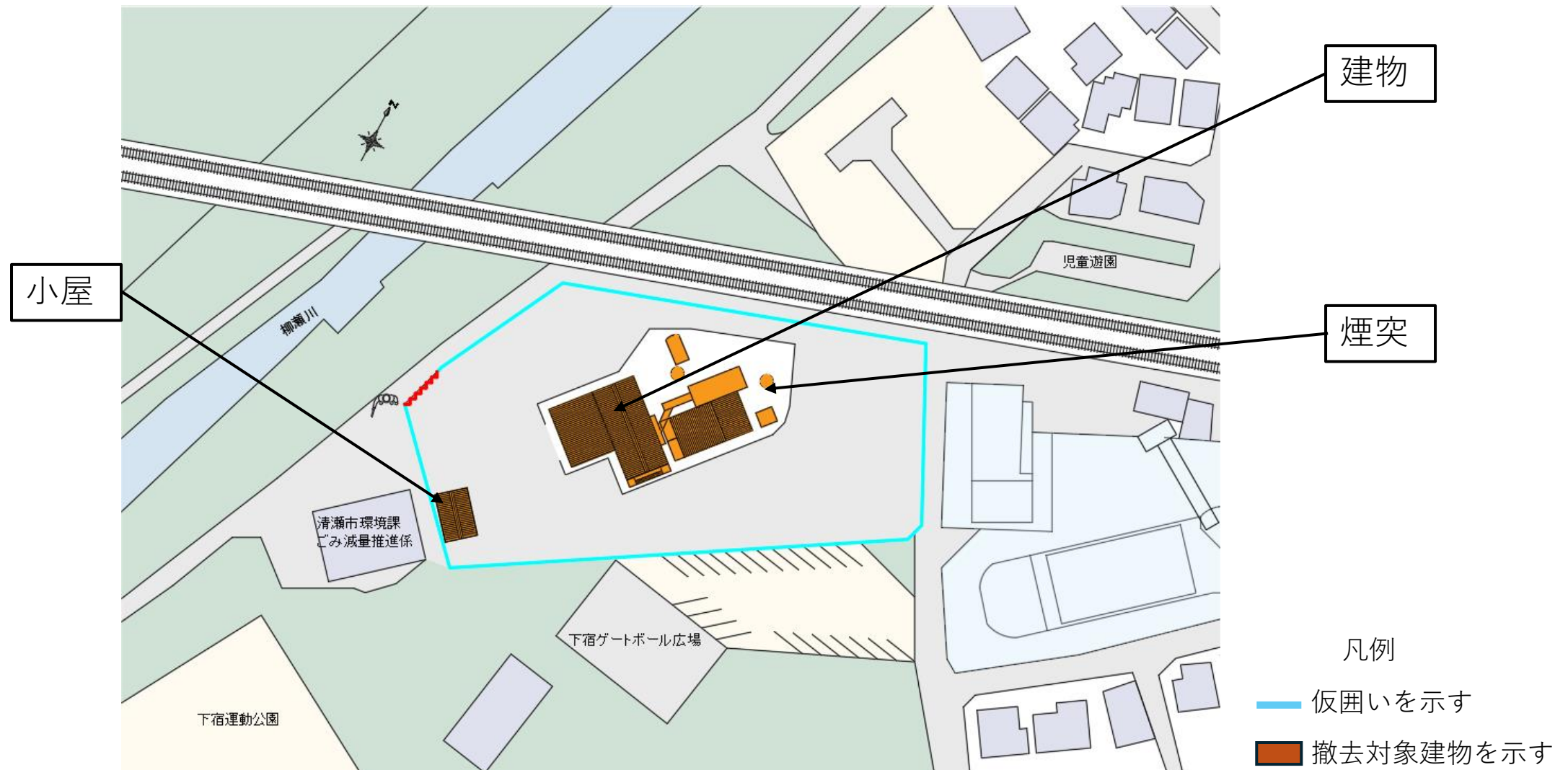
粉じん飛散対策として作業員により散水を行います。

下宿ゲートボール広場及び、駐車場と近い為、該当範囲内は徐行とします。

工事対策図

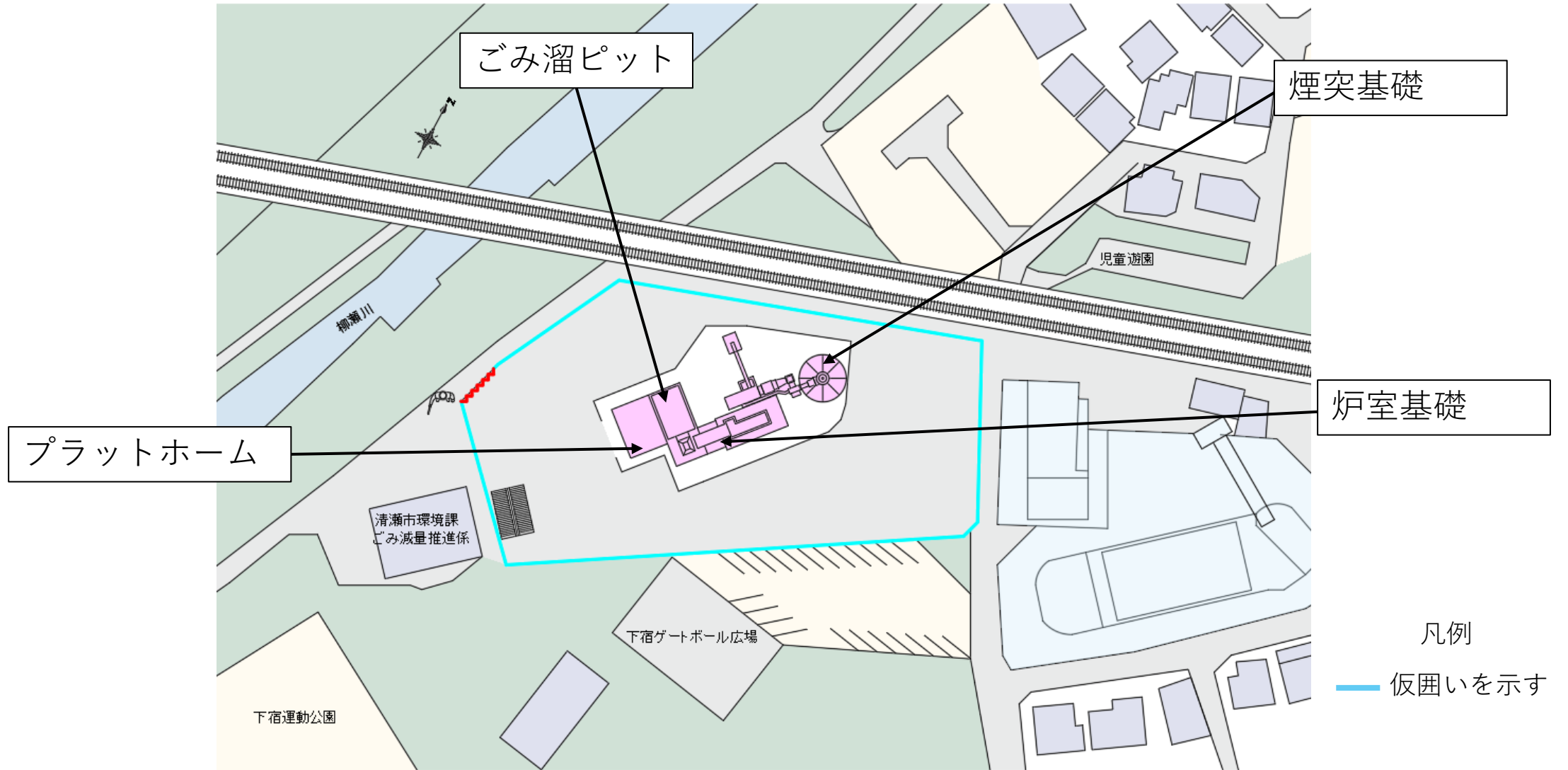
- 凡例
- ↔ 車両導線示す
  - 騒音・振動計位置を示す
  - 仮囲いを示す
  - 仮設足場を示す

# 1. 工事の概略④ 地上部撤去対象建物



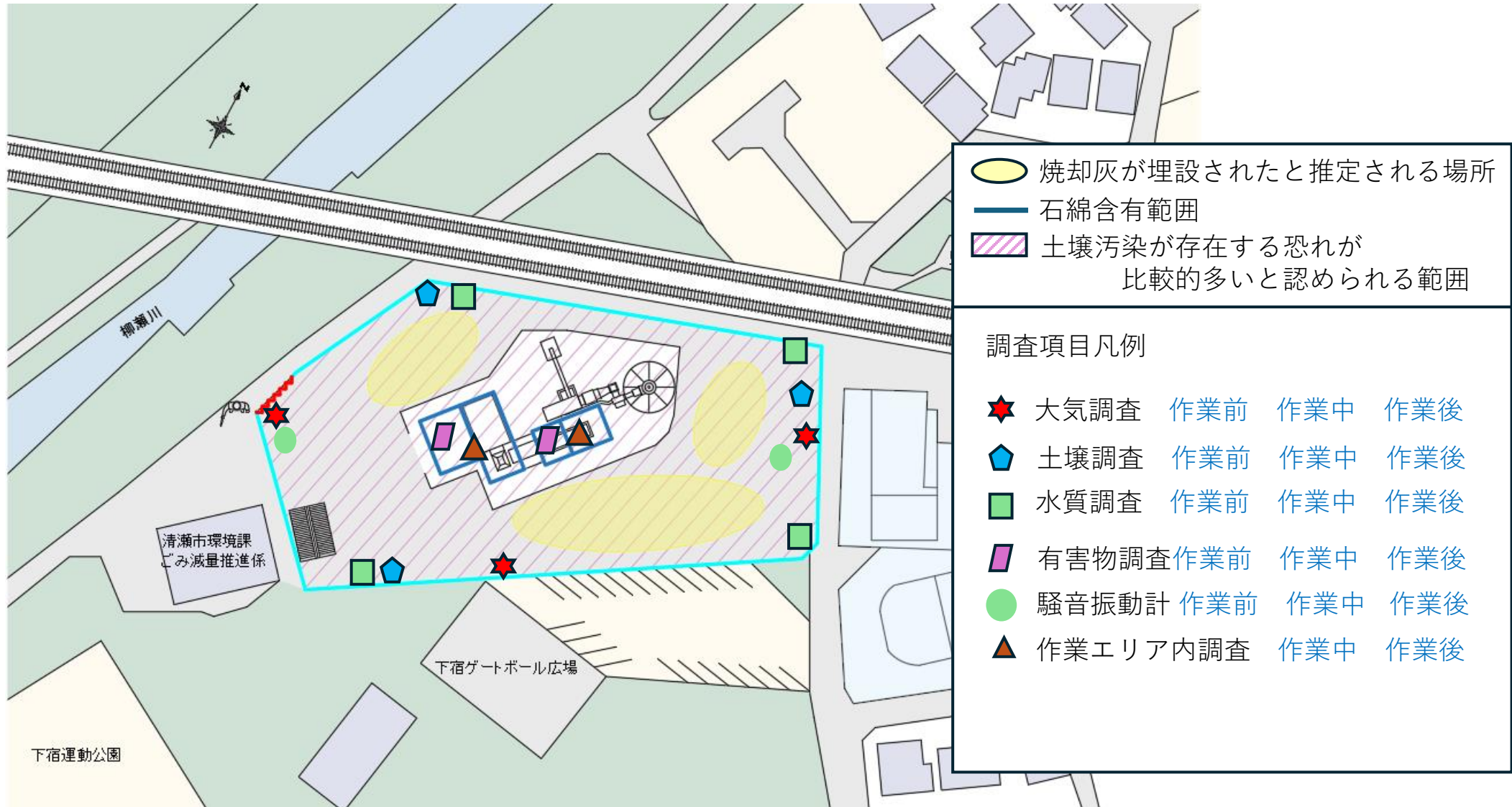
地上部 撤去対象建物

# 1. 工事の概略⑤ 地下構造物撤去対象建物



地下構造物 撤去対象建物

# 1. 工事の概略⑥ 有害物質調査・環境調査項目

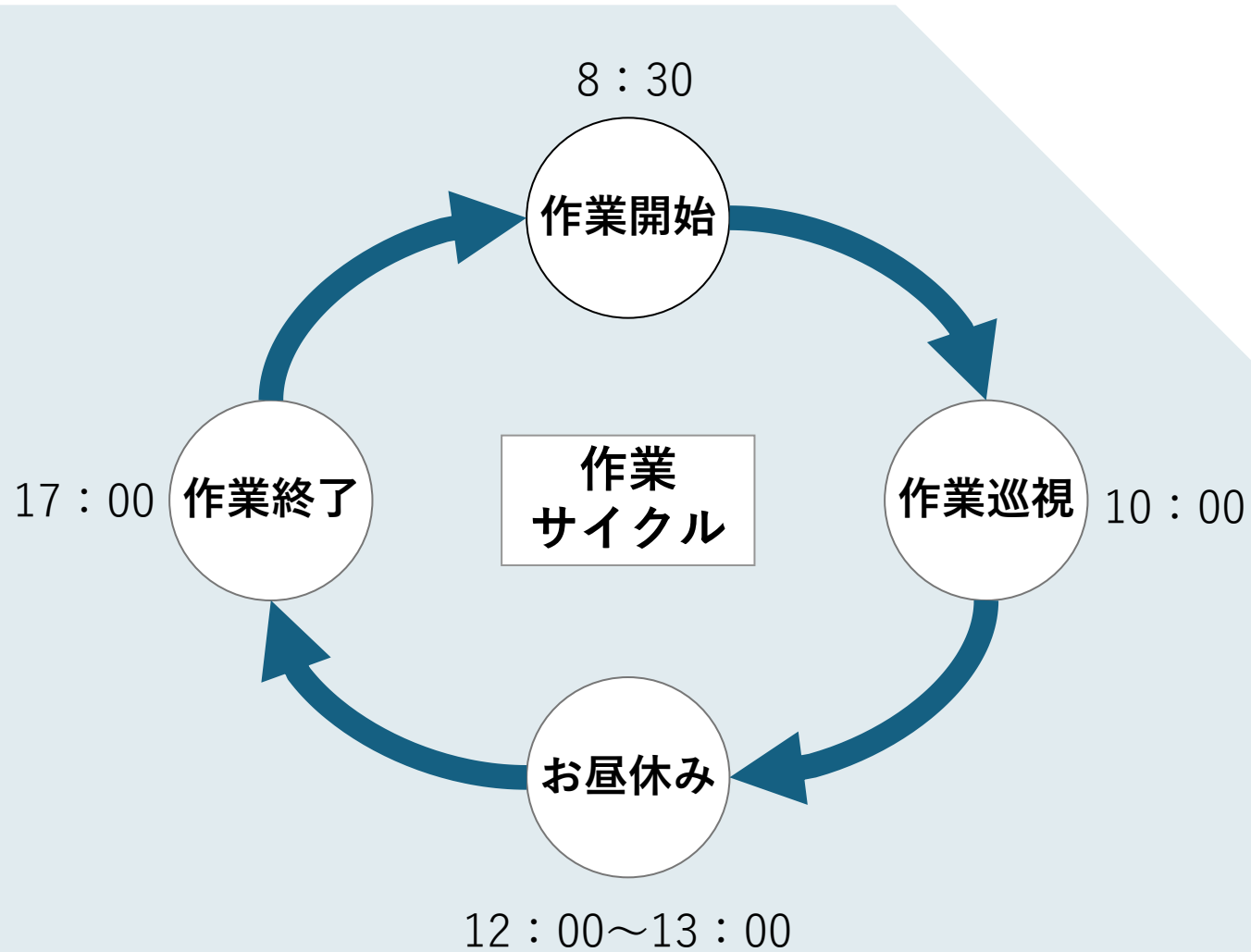


有害物質調査・環境調査項目

※調査項目は減ることはありませんが増えることはあります。



## 2. 施工サイクルについて



### ◆作業について

- 朝礼を8：00から開始し作業準備を行う。
- 作業時間は8：30～17：00とする。
- 各自、作業巡視を行い飛散物が無いことを確認して責任者へ報告する。責任者は終了時の飛散防止養生の確認、足場・仮囲いの健全性の点検を行って作業終了となります。
- 搬入出車両がある場合は事前に入退場時間の調整、待機場所の確認を行って渋滞・迷惑駐車を確実に防止します。
- 現場外にスケジュール表を張り出し作業内容の見える化を実施。

### 3. 有害物質の処理に関して①

#### ◆事前調査で判明している有害物質

- 汚染土壌（鉛・フッ素およびその化合物）
- 石綿（建屋外壁、屋根に波型スレート板  
送風機ダクトフランジ部パッキン）
- ダイオキシン類（焼却施設）



### 3. 有害物質の処理に関して②

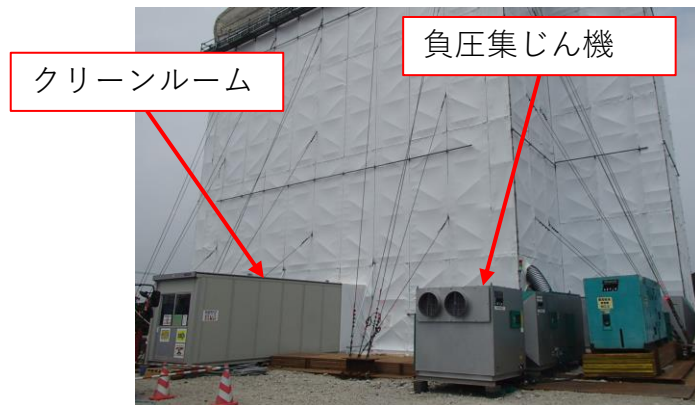
#### ◆ダイオキシン等の除染について

- 解体作業に先立って除染作業を行います。
- 汚染空気が外部に漏れないように開口部等を負圧シート養生します。
- 内部の汚染空気は負圧集塵機で回収・浄化した後に排気します。
- 作業員はクリーンルームを通過して入退場することにより作業着等に付着した汚染物が外部に持ち出されることを防止します。

# 3. 有害物質の処理に関して③



建物負圧養生



負圧集じん機・  
クリーンルーム・負圧養生



ダイオキシン除染



アスベスト除去



汚染土壌の掘削除去



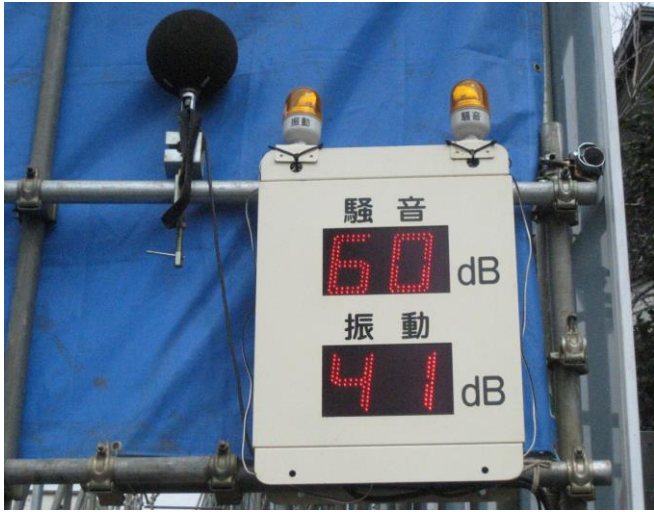
運搬車両の荷姿例

## 4. 建物などの解体に関して①

### ◆建物などの解体に関して

- 建物本体を解体用の建設機械で壊す前に、有害物質を取除いておかないと、周囲に有害物質が飛散してしまう可能性があります。解体前に除去完了を確認することが重要です。
- 機械での解体作業は、騒音・振動・粉塵を伴う作業になります。作業中の監視は大事な事と考えております。作業内容の変更や自主基準値を超過した場合には、作業を一旦中止して見直し、改善をしたうえで工事を再開します。
- 工事内容に関して、近隣住民等からご意見・ご要望をいただいた場合には即座に対応して、住民に寄り添った回答を出せるように努めます。

# 4. 建物などの解体に関して②



騒音・振動計

騒音・振動計とは騒音と振動を数値化したものであり単位はdB（デシベル）を用います。

仮囲いに2箇所取り付け、振動騒音の見える化を行います。

※詳細は次ページにて



仮囲い

現場敷地境界沿いに仮囲いを設置します。

主な用途として、近隣住民様への**安全の確保**、**防音対策**、等の用途があります。

また、現場入口には誘導員を配置し車両と第三者の接触を防ぎます。



散水状況

建物解体時粉塵が生じるので、近隣様に粉塵が飛び散らないように散水養生を行います。

散水により粉塵飛散を抑制します。

## 4. 建物などの解体に関して③

	騒音	振動
法律での基準	85dB以下	75dB以下
自主基準	76dB以下	68dB以下

※騒音規制法（振動規制法）基準の90%としこの数値を越した場合は一旦作業を中止して、原因究明・改善後に工事を再開する。

## 5. 周辺的生活環境への対策について①

◆ 周辺的生活環境に対して、以下の対策をします。

①環境汚染の防止

②労働災害の防止

③交通災害の防止

## 5. 周辺の生活環境への対策について②

### ◆ 環境汚染の防止

- 有害物質の取り残しが無いように、有資格者による確認と事後調査確認を徹底致します。
- 粉塵の飛散を抑制するために、詳細気象データを活用して風速・風向を考慮した散水を行います。
- 重機の出力を80%程度とし、振動、騒音の抑制について重機オペレータ全員に指導、教育をし作業にあたります。

## 5. 周辺の生活環境への対策について③

### ◆ 労働災害の防止

- 災害発生原因の多くは、当初の作業計画以外の予定外作業や時短のための近道行動によります。そのため本現場では、予定した計画どおりに作業を進めることを徹底します。
- 解体用の建設機械が敷地境界近傍で作業する場合は、追加で見張り人を配置することで重機との接触災害、仮囲いの倒壊災害等の第三者災害を確実に防止します。



## 5. 周辺の生活環境への対策について④

### ◆ 交通災害の防止

- 搬入出車両の種類や台数に合わせて、適所に交通誘導員を配置致します。
- ハザードマップ（幅員の狭い道路。急カーブ・勾配・スクールゾーン等）を作成して、運転時に特に注意を要する箇所を周知徹底します。
- 渋滞や交通事故の原因となる迷惑駐車を防止するために、周辺道路上での駐停車を禁止します。

工事のご説明は、ここまでになります。

皆様が【安心・安全】に工事を見守っていただけますように努めていきますので、ご理解の上、ご協力お願い致します。

ご清聴 ありがとうございます。

## (お問い合わせ先)

柳泉園組合 施設管理課

住所：東京都東久留米市下里4-3-10

電話：042-470-1550

FAX：042-470-1559

Eメール：[shisetsu@ryusenen.or.jp](mailto:shisetsu@ryusenen.or.jp)